

インターハイ組み合わせについての申し合わせ事項

I インターハイ出場権枠

- I. 1 団体試合の総出場枠は、48校とする。その内訳は、各都道府県に1校の出場権枠を与える。ただし、開催地については、2校の出場権枠を与える。
- I. 2 個人試合の総出場枠は、96名とする。その内訳は、各都道府県に2名の出場権枠を与える。ただし、開催地については、4名の出場権枠を与える。
- I. 3 演技の総出場権枠は、96ペアとする。その内訳は、各都道府県に2ペアの出場権枠を与える。ただし、開催地については、4ペアの出場権枠を与える。

II インターハイ組合・シード枠

- II. 1 団体試合においては、ベスト8までシードをおく。
- II. 2 個人試合においては、ベスト8までシードをおく。
- II. 3 演技については、ベスト8までシードをおく。

III 組合せの原則

- III. 1 組合せにおいては、シード制を採用する
- III. 2 同一都道府県校（選手・ペア）は、第1コートと第2コートにそれぞれ均等に振り分ける。
- III. 3 同一ブロック校（選手・ペア）は、第1コートと第2コートにそれぞれ均等に振り分ける。
- III. 4 予選リーグにおいては、同一ブロック校（選手・選手）の対戦を避ける。
- III. 5 組み合わせ抽選会において審議が必要な事項が生じた場合は、立ち会いの常任委員の協議により決定する。

IV シード制

- IV. 1 前回のインターハイ大会の成績により、第1位～5位校（選手・ペア）を第1～8シードとする。
- IV. 2 シード校（選手・ペア）が出場権を得られなかった場合は、シードを繰り上げる。
- IV. 3 同一都道府県校（選手・ペア）は、第1コートと第2コートにそれぞれ均等に振り分ける。
- IV. 4 同一ブロック校（選手）は、第1コートと第2コートにそれぞれ均等に振り分ける。
- IV. 5 演技において前回大会で5位以内の選手がペアを変更した場合は、そのペアに前回大会の成績によるシードを与える。ただし、ペアの両選手がペアを変更して出場した場合は、抽選により前回大会の成績によるシードを与える順番を決め、両ペアに与える。

V シードの決定

- V. 1 第1位校（選手・ペア）は、第1シードに、第2位校（選手・ペア）は第2シードとする。
- V. 2 第3位校は第3シードあるいは第4シードに抽選で決定する。
- V. 3 5～8位校は第5シードから第8シードに抽選で決定する。
- V. 4 シード校が出場権を得られなかった場合は、シードを繰り上げる。